

～東京都におけるサービス提供体制確保事業の流れ～

都内の介護サービス事業所・施設等がこの補助事業を活用する際の手順は、概ね以下のとおりです。

※必要に応じ、第2回と最終回の間には交付申請～補助金交付の機会を追加することがあります。



該当する事業所・施設等

- ・感染発生
- ・濃厚接触者に対応
- ・やむを得ず施設内療養
- ・感染発生事業所・施設等と連携

- ・第1回締切：6月29日（必着）
- ・第2回締切：8月26日（必着）
- ※最終回締切：2月（予定）

- ・第1回締切：7月～8月
- ※実績報告締切は交付決定時にお知らせ

1 交付申請

3 実績報告

基準単価の引き上げを行う場合は、①交付申請の前に、個別協議書の提出が必要（※）

2 交付決定

4 補助金を交付

東京都

（※）クラスター等に伴い、基準単価以上のかかり増し経費を要した場合は、基準単価の引き上げを行うことができます。①交付申請の前に、都へ個別協議書の提出を行ってください（都から国へ協議いたします。）。

問合せ・申請書類の提出先：東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 [質問フォーム](#)